

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

身延町は、住民基本台帳関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

身延町長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対応するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>身延町は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">① 個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成② 転入届・転居届・転出届・世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載・消滅又は記載の修正③ 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置④ 転入届に基づき住民票の記載をした際の転入元市町村に対する通知⑤ 本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付⑥ 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知⑦ 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会⑧ 住民からの請求に基づいた住民票コードの変更⑨ 個人番号の通知及び個人番号カードの交付⑩ 個人番号カード等を用いた本人確認⑪ 中間サーバへの住民票関係情報の提供⑫ サービス検索・電子申請機能による受領及びマイナポータルお知らせ機能での通知 <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、番号法の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第35条の規定により、機構に対して事務の一部を委任する。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステム 団体内統合宛名システム、中間サーバ、CSコネクタ、コンビニ交付システム、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

住民票情報ファイル、本人確認情報ファイル、送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>1. 番号法</p> <ul style="list-style-type: none">・第7条(指定及び通知)・第16条(本人確認の措置)・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住基法 (平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none">・第5条(住民基本台帳の備付け)・第6条(住民基本台帳の作成)・第7条(住民票の記載事項)・第8条(住民票の記載等)・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)・第22条(転入届)・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[<input type="checkbox"/> 実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務課行政選挙担当 電話0556-42-2111
-----	--------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	町民課 電話0556-42-4804
-----	--------------------

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	----------	---

判断の根拠

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	--

判断の根拠

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに加え、身延町特定個人情報管理取扱規程及びその実施手順に則り、漏えい、滅失、毀損を防ぐための物理的、技術的安全管理措置を講じている。
また、教育研修を行い、特定個人情報の取得から保管、廃棄に至るまでの措置を徹底するとともに、万が一情報漏えい等事故が発生した場合の対応についても教育、周知、啓発を図っており、これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-5 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務課 庶務担当	町民課	事後	公表後の見直しによる
	I-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	総務課長	町民課長	事後	公表後の見直しによる
	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	総務課庶務担当 電話0556-42-2111	町民課 電話0556-42-4804	事後	公表後の見直しによる
	II しきい値判断項目	2015/3/20	2019/4/1	事後	公表後の見直しによる
	IV リスク対策	記載なし	項目を追加	事後	様式変更による
	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		「コンビニ交付システム」を追加	事前	令和3年10月1日から住民票の写しに係るコンビニ交付を開
	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号 ※上記号番号のズレの修正とともに、別表第二	事前	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、番号法が改
令和4年9月30日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務課庶務担当 電話0556-42-2111	総務課行政選挙担当 電話0556-42-2111	事後	公表後の見直しによる
	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分である	委託しない	事後	公表後の見直しによる
	IV-5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネット)	十分である	提供・移転しない	事後	公表後の見直しによる
	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入	十分である	接続しない(入手)	事後	公表後の見直しによる
令和5年6月30日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		(12)サービス検索・電子申請機能による受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	事後	公表後の見直しによる
	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		「申請管理システム」を追加	事後	公表後の見直しによる
	II しきい値判断項目	2019/4/1	2023/4/1	事後	公表後の見直しによる
令和7年2月25日	II しきい値判断項目	3)1万人以上10万人未満	2)1,000人以上1万人未満	事後	公表後の見直しによる
令和7年3月14日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		※番号法改正に伴う修正	事後	公表後の見直しによる
	II しきい値判断項目	2023/4/1	2025/2/1	事後	公表後の見直しによる
	IV-8 人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない	事後	様式の変更による
	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		[8]特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] [十分である] 根拠 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに加え、身延町特定個人情報管理取扱規	事後	様式の変更による